

「日本郵政グループの株式上場等」について

平成 24 年 10 月 29 日
生命保険協会
会長 松尾 憲治

本日、郵政民営化委員会において「日本郵政グループの株式上場等」（以下、上場計画）について日本郵政から説明がなされております。

当会では、健全な生命保険市場の発展の観点から、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務範囲の拡大は容認できない旨、繰り返し主張して参りましたが、改めて、当会の考え方を表明いたします。

1. かんぽ生命への間接的な政府出資について

郵政民営化法では、「日本郵政はかんぽ生命の株式の全ての処分を目指し、できる限り早期に処分すること」とされており、かんぽ生命の完全民営化に向けた方向性は維持されたものと認識しております。また、参議院の附帯決議でも、「日本郵政がかんぽ生命の株式の処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること」とされております。

しかしながら、上場計画においては、かんぽ生命の株式処分のスケジュールは何ら示されておらず、そのため、かんぽ生命への間接的な政府出資が恒久的に続いて、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念があります。

従って、日本郵政は、かんぽ生命の株式完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みを示すべきです。

2. 日本郵政の株式の上場計画とかんぽ生命の株式処分の関係

上場計画では、かんぽ生命の株式処分について、「日本郵政の株式の2分の1の処分までに方針を明確化する」とされていますが、金融二社の株式に対する市場の評価が日本郵政の株式価値に多大な影響を与えたとの前提に立てば、例えば、かんぽ生命の株式処分計画のないまま、日本郵政の株式が売却された場合、日本郵政の新たな株主が、かんぽ生命の株式の処分について反対する可能性も想定され、かんぽ生命の株式完全処分を規定している郵政民営化法の趣旨が損なわれる恐れがあります。

従って、上場計画とあわせて、すみやかにかんぽ生命の株式処分計画が示されるべきです。

現在、郵政民営化委員会において、学資保険の改定について調査審議されておりますが、かんぽ生命の株式処分の具体的なスケジュールが示されないなかでは、「公正な競争条件の確保」の観点から、こうした改定は到底容認できるものではありません。

当会としては、以上の観点を十分に踏まえ、郵政民営化委員会において、公正・中立な立場から、適切な検討・判断がなされることを強く要望いたします。

以 上